

令和6年度6月 第3回 あま市農業委員会総会議事録

開催日時 令和6年6月20日（木） 午前10時00分 ～ 午前11時20分

開催場所 あま市役所 2階 B会議室

出席者

農 業 委 員 会 委 員			農地利用最適化推進委員		
議席番号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
1	太田 昌史	出席	推1	櫻井 博文	出席
2	辻本 雅之	出席	推2	毛利 康夫	欠席
3	山田 昌弘	出席	推3	村上 英夫	出席
4	近藤 哲夫	出席	推4	伊藤 幸夫	欠席
5	竹嶋 肇	出席	推5	小鹿 正実	出席
6	宮崎 君恵	出席	推6	竹田 隆義	出席
7	片岡 伴造	出席	推7	大平 悦司	欠席
8	木全 和光	出席	推8	丹羽 敦	出席
9	山田 英史	欠席	推9	水谷 鋼造	出席
10	木村 日登美	出席			
11	鈴木 義雄	出席			
12	近藤 善成	出席			
13	武藤 多津美	欠席			
14	塚本 隆啓	出席			

議案説明及び会議に職務の為出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
局 長	今枝 勲男	書 記	伊藤 秀樹
			阿部 勉

傍 聴 人 なし

提 出 議 案

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 1 0 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 5	議案第 1 1 号 農用地利用計画変更申出について
日程第 6	議案第 1 2 号 農用地利用集積計画等促進計画の公告について（一括契約）
日程第 7	議案第 1 3 号 農用地利用集積計画等促進計画の公告について（利用権設定）
	報告第 7 号 農地法第 5 条の規定による届出について
	報告第 8 号 生産緑地の農業の主たる従事者証明願について

議 長 (あいさつ)

本日の出席につきましては、農業委員の出席数は12人、推進委員の出席数は7人です。山田英史委員、武藤委員、伊藤委員、大平委員が欠席となっております。

定足数に達していますので、令和6年度6月あま市農業委員会総会を開会します。

本日の議案日程はお手元に配布のとおりです。

議 長 日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

10番木村委員及び11番鈴木委員を指名します。

議 長 日程第2「会期の決定」を議題とします。

本総会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日限りと決定しました。

議 長 日程第3 議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)

議案第5号について説明いたします。

3-6番につきまして説明いたします。

先月からの継続案件でございますので、本日A3資料と4年間の転作計画をお配りさせていただいておりますので、そちらをご覧ください。

(資料を基に内容を説明)

続きまして、3-7番について説明いたします。

参考資料は1ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は西今宿阿弥陀寺地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。

続きまして、3-8番について説明いたします。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は篠田鹿造地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。譲受人の経営農地については、あま市内での経営農地はありませんが、大治町地内で10,354㎡の経営農地を所有していることを、大治町の農家台帳にて確認をしております。

以上、譲受人等の経営農地に不法転用は無く、営農計画等も特に問題等はあ

りませんでした。

こちらにつきましては、6月17日に山田昌弘委員と竹田委員と現地確認をさせていただいております。

どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 議案第9号につきましては、鈴木委員と伊藤委員に現地確認を行っていただきましたが、鈴木委員から現地の状況について報告願います。

山田委員 議案第9号につきましては、現地を確認しましたが、農地の耕作について問題はありませんでした。資料の文面を読む限り、消極的な許可のように見受けられるが、現状の耕作をされていないことを思えば、譲り受けた方がしっかり耕作してもらえるのであれば、積極的な意見で許可されてほしいと思います。

議 長 ただ今、事務局及び山田委員から説明・報告がありました、議案第9号について、何かご質問等はございますか。

辻本委員 なぜ前回の総会の際に、詳細な説明がなされず、今回の資料は詳細な説明をされているのか。

事務局 前は、これまでの3条許可と同様の資料・説明をさせていただきましたが、継続案件となったため、より詳細な資料・説明をさせていただきました。

辻本委員 今後は、判断するにあたり必要となる資料の作成をお願いしたい。

村上委員 地元の委員として、長年現地を見てきたが、本当に耕作ができる土地とは思えないが、審議は行うのか。

事務局 事後のヒアリングにて、土壌改良を行って耕作をすると確認している。

村上委員 敷地の西側半分くらいはトラクターで耕されているが、東側半分は耕されていないのはなぜか。

事務局 司法書士より連絡をいただき、現地を確認しております。なお、東側半分については、現状は碎石の残渣が多くトラクターでは耕せないため、転作計画にもあるとおり柑橘系の樹木を植える予定と聞いている。また、トラクターでは耕せないが、順次碎石を取り除きながら耕作できる部分を増やす予定と聞いている。

村上委員 全体をトラクターで耕し、耕作ができるようになってから申請させるべきで

はないか。

議 長 農地法第2条の規定によれば、現在耕作されていない土地についても、肥培管理等により耕作できるようになる土地であれば、農地であり、休耕地も含まれると規定されている。

塚本委員 資料には、5月17日に修正が提出されたと記載があるが、その場合は6月案件とするべきではないのか。また、修正された申請書は資料として配布してもらえないのか。

事務局 事務局としては5月1日付けにて受付をしており、その修正差し替えとして扱ったため、5月案件で上程をさせていただきました。どこまで資料を添付できるかを確認し、次回から提示できるように調整させていただきます。

塚本委員 配布された農業委員会研修テキストの農地法（第6版）P5に記載があるとおり、その土地が本来有する用途、機能から外れた一時的・例外的現象に当たる場合は農地に該当しないとある。そのため、雑種地として扱いになるのでは無いか。また、googleのストリートビューの過去の写真を見ると、不動産業者による貸付地や売物件の看板が設置されており、私としては本当に農地なのか疑念がある。

事務局 当時の事務局が適切に指導すべきであったと思います。

村上委員 碎石が残っているので、農地ではないか。トラクターで耕すことができないのに農地なのか。

事務局 本人へのヒアリングで、今後、畑として耕作するために、碎石の除去をしながら耕作地を広げていくと、前向きな話を聞いている。

村上委員 現状、トラクターで耕すことができる土地、畑の状態に戻してから議決を取るべきではないか。

議 長 農地法第2条の解釈がある中で、不許可とするべきではないと思います。

塚本委員 貸物件や売地の看板が出ていたということは、所有者は雑種地として貸し出しを行う予定であったのではないか。そのような状態の土地を3条許可の申請で提出するのはどうなのか。また、過去の写真など、経緯の分る資料を提示してもらいたい。

議 長 　　今後は畑として管理していくと譲受人が言っている以上、当委員会として見守るべきではないかと思う。

辻本委員 　正確な判断をするためにも、今後は必要な資料や経緯を示してもらって議決を取っていただきたい。

　　なぜ、前回の説明で詳細な情報で議案を出せなかったのか。今後、そのような事が無い様におねがいしたい。

事務局 　　次回以降、議案書に添付する資料を再度検討させていただきますので、お願いいたします。

塚本委員 　　５月１７日に修正提出の場合は、６月案件とすべきではないか。
申請書を全委員に資料として配布してはどうか。

事務局 　　今後、どこまで添付できるかを確認し、次回からできる範囲で添付させていただきます。

議 長 　　他にご意見もないようですので採決に移ります。
議案第９号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 　　挙手多数です。よって、議案第９号は承認されました。

議 長 　　日程第４ 議案第１０号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。

　　それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 　　(説 明)

議案第１０号について説明いたします。

５－６番につきまして説明いたします。

参考資料は３～４ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は中橋五反地地内の田で、駐車場への転用で所有権移転となっております。譲受人の南側隣接地に児童発達支援センターを置き、障害福祉サービス事業を行う特定非営利活動法人です。利用者の増加や、重度心身障がいのあるお子さんの新規受け入れを行うために、新規施設を建築するにあたり、現在の駐車場用地へ建築する計画となったため、新たに駐車場用地を確保しようと考えていたところ、当該土地の

譲受の内諾をいただけたため、今回の申請となっております。一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する農地で10ha未満であるもので、農地区分は、第2種農地に区分されます。既存施設の拡張のため、転用の許可が見込めます。

続きまして、5－7について説明いたします。

参考資料は5～6ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっております。申請地は金岩宮廓地内の畑で、資材置場への転用で所有権移転となっております。譲受人のあま市新居屋地内に本店を置き、塗装工事業を営んでおります。業務の拡大に伴い資材置場が不足する状況となっているため、資材置場用用地を確保しようと考えていたところ、当該土地の隣接宅地の譲受の内諾をいただきました。その際に、土地所有者より当該農地の耕作が出来なくなるため、同時に所有権移転をしてほしいとお願いされたため、一体利用地として利用するため、今回の申請となっております。一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する農地で10ha未満であるもので、農地区分は、第2種農地に区分されます。周辺の他の土地を利用することが困難なため、転用の許可が見込めます。

こちらにつきましては、6月13日に海部農林水産事務所と現地調査をさせていただいております。また、6月17日には山田委員と竹田委員と事務局にて現地調査をさせていただいております。

議 長 山田委員と竹田委員に現地確認を行っていただきましたが、山田委員から現地の状況について報告願います。

山田委員 議案第10号につきましては、現地を確認しましたが、農地の耕作について問題はありませんでした。

議 長 ただ今、事務局及び山田委員から説明・報告がありました、議案第10号について、何かご質問等はございますか。

近藤哲委員 本申請地の東側に都市計画道路が通る計画があり、東側隣接駐車場の一部もかかる計画となっているため、農業委員会として、各計画について配慮をお願いしたいと思います。

議 長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第10号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。よって、議案第 10 号は承認されました。

議 長 日程第 5 議案第 11 号「農用地利用計画変更申出について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)

議案第 11 号について説明いたします。

1 番につきまして説明いたします。

参考資料は 7 ～ 8 ページです。

申出者は議案のとおり、申請地は、七宝町伊福苗代地内の田、畑です。

申出者はあま市内に本店を置き、申出地の近接地で機械器具や解体業を営んでおります。仕事量の増加に伴い、資材置場が不足する状況となったため、新たな資材置場を確保しようと考えていたところ、当該土地の譲受の内諾をいただけたため、今回の申出となっております。本申出は、昨年度に農地転用許可を取られた案件の一体利用地として計画されております。

なお、申出地は農用地区域内ですが、周辺部に位置し、駐車場敷地との一体利用であるため、周辺の土地利用にも混在を生じないと考えております。

続きまして、2 番につきまして説明いたします。

参考資料は 9 ～ 10 ページです。

申出者は議案のとおり、申請地は、七宝町沖之島観音寺地内の田です。

申出者は現在、春日井市内の賃貸住宅に居住しております。生活環境の変化に伴い、現在の居宅が手狭となったため、分家住宅の建設を計画しております。市街化区域の住宅等を検討しましたが条件に合わなかったため、父親に相談したところ、父親の所有する農地のうち本申請地において計画することとなったため、今回の申出となっております。

なお、申出地は農用地区域内ですが、周辺部に位置し、駐車場敷地との一体利用であるため、周辺の土地利用にも混在を生じないと考えております。

続きまして、3 番につきまして説明いたします。

参考資料は 11 ～ 12 ページです。

申出者は議案のとおり、申請地は、七宝町下田西長代地内の田です。

申出者は豊明市内に本社を置き、紙製品の製造販売業を営んでおります。主要取引先である会社での商品の積み下ろし時に、周辺道路上で待機する状況となっております。そのため、一時的な待機駐車場を確保しようと考えていたところ、当該土地の譲受の内諾をいただけたため、今回の申出となっております。

なお、申出地は農用地区域内ですが、周辺部に位置し、駐車場敷地との一体利用であるため、周辺の土地利用にも混在を生じないと考えております。

続きまして、4 番につきまして説明いたします。

参考資料は13～14 ページです。

申出者は議案のとおり、申請地は、七宝町桂検白地内の畑です。

申出者は東京都品川区に本社を置き、コンビニエンスストア等の事業を営んでおります。申出地周辺で出店を計画していたところ、当該土地の譲受の内諾をいただけたため、今回の申出となっております。なお、申出地北側のファミリーマート跡地及び西側隣接農地を駐車場として一体利用する計画となっております。

なお、申出地は農用地区域内ですが、周辺部に位置し、駐車場敷地との一体利用であるため、周辺の土地利用にも混在を生じないと考えております。

以上4 件につきましては、6 月13 日に海部農林水産事務所と現地調査をさせていただいております。また、6 月17 日には山田委員と竹田委員と事務局とで現地調査をさせていただいております。

どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 山田委員と竹田委員に現地確認を行っていただきましたが、山田委員から現地の状況について報告願います。

山田委員 議案第11 号につきましては、現地を確認しましたが、農地の耕作について問題はありませんでした。

議 長 ただ今、事務局及び山田委員から説明・報告がありました、議案第11 号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第11 号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。よって、議案第11 号は承認されました。

議 長 日程第6 議案第12 号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)
議案第12 号について説明いたします。

農地所有者につきましては14名、貸付地面積は15,568㎡、借受者は1名となっております。権利の設定を受ける担い手においては、農地の集約化に関し影響は無く、また、農業経営においても問題がないことを事務局として確認しております。

以上です。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました、議案第12号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第12号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。よって、議案第12号は承認されました。

議 長 日程第6 議案第13号「農用地利用集積等促進計画の公告について（権利設定）」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)
議案第13号について説明いたします。
現在権利の設定を受けている方1名、貸付地は2筆、変更して新たに権利の設定を受ける方は1名となっております。権利の設定を受ける担い手においては、農地の集約化に関し影響は無く、また、農業経営においても問題がないことを事務局として確認しております。
以上です。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました、議案第13号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第13号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。よって、議案第13号は承認されました。

議 長 日程第8 報告第7号「農地法第5条の規定による届出について」、報告第8号「生産緑地の農業の主たる従事者証明願について」を事務局から一括報告願います。

事務局 (報 告)

議 長 ただ今事務局から報告がありました、報告第7号から報告第8号について、ご質問・ご意見等はございませんか。

議 長 ご質問も無いようですので、質疑を終了します。
以上で本会の会議に付議された事案は、すべて議了しました。
よって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

議 長 ご質問も無いようですので、質疑を終了します。
以上で本会の会議に付議された事案は、すべて議了しました。
よって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。
以上で本日の議事は、すべて終了いたしました。長時間にわたりご苦勞さまでした。
次回の農業委員会でございますが、7月19日(金)午前10時からの予定です。

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和6年7月19日

議 長 太田 昌史

署 名 委 員 木村 日登美

署 名 委 員 鈴木 義雄